

平成 31 年度第 1 回高山市環境審議会 議事要旨

日時：令和 2 年 1 月 30 日（木）午後 1 時 30 分～3 時

会場：高山市役所 4 階 特別会議室

出席：梶井 正美（★会長 高山市民憲章推進協議会）
河渡 正暁（★副会長 高山市快適環境づくり市民会議）
蒲池 謙治（学識経験者）
大洞 久（学識経験者）
小林 正直（学識経験者）
今井 哲子（高山商工会議所（女性会））
岩本 洋子（高山市農業委員会）
寺田 俊明（荘川町まちづくり協議会）
中川 正（高山市森づくり委員会）
都竹 雅弘（中部電力（株）高山営業所長）
森口 弘樹（濃飛乗合自動車（株））
森島 嘉人（岐阜県飛騨県事務所環境課長）） 計 12 名
欠席：大森 清孝（学識経験者）
今井久和子（高山生活学校）
清水ますみ（ひだ自然エネルギー協議会）

事務局：副市長 西倉良介
環境政策部 部長 田中 裕
環境政策推進課 課長 比良佳久
環境政策推進課 係長 野首勇人、山郷三昭
環境政策推進課 山本貴央
生活環境課 課長 小林一正
生活環境課 担当監 清水弘一
生活環境課係長 垣根和宏、小椋政幸

議 事：1 開会
2 副市長あいさつ
3 委嘱状交付・委員自己紹介
4 事務局紹介
5 議事
(1) 会長及び副会長の選任について

(2) 第三次高山市環境基本計画の見直しについて

6 その他

7 閉会

議事要旨：

1 開会

環境政策推進課長 比良

2 副市長あいさつ

西倉副市長

3 委嘱状交付・委員自己紹介

西倉副市長から各委員に委嘱状を交付

4 事務局紹介

5 議事

(1) 会長及び副会長の選任について

会長：梶井 正美氏、副会長：河渡 正暁氏に決定

(2) 第三次高山市環境基本計画の見直しについて

事務局（比良環境政策推進課長）：資料説明

質疑応答の内容は、以下のとおり

（会長）第三次計画というのは平成 27 年から 36 年まで、つまり令和 6 年に終わるといふことよろしいですか。

平成 36 年までの計画だった、それを総合計画の改定と合わせて直すということですね。

（田中部長）資料の 1 ページ目、1. 見直しの背景のところの筆頭に、現在の計画期間を表記しています。現在はこの中間年で、高山市第八次総合計画などの見直しもありますので、環境基本計画についても見直しを加えるものです。ですので、大幅な変更はしておりません。この第三次計画につきましては現在期間中ということで期間の変更はございませんので、元号の変更のみ小幅な見直しとして対応するということ。市民にパブリックコメントをかけていく場合においても、この表現で提案しています。

(会長) 第三次の計画は見直しされた部分も含めてまだ残っているということですね。

(田中部長) はい。

(事務局・山本) 当日欠席の大森委員から事前にいただいている意見を紹介
○別紙1「第3章 施策の展開」における5つの基本目標ですが、2の地球環境の保全は、基本施策の①自然エネルギーを活かしたまちづくり以外、高山市だけでどうにかなるものとも思われません(②③は地球規模で取り組むべき課題と考えます)。

他の基本目標はいずれも高山市としてのあるべき姿を目標としており整合性がとれていないように思えますがいかがでしょうか。

○別紙4「気候変動適応法」の概要です。近年目立って頻発している自然災害にもっと重点的に取り組むべきと考えます。災害発生時に避難所となる市役所、支所、学校、公民館等公共施設へのソーラーパネル+蓄電池の配置・整備は優先されるべきでしょうし、間伐、主伐、植林は災害抑制の主力となり得るのではないのでしょうか。また重要なライフラインである水道は動力を要するポンプアップを廃止して自然流下による給水に設計変更し、長期ビジョンとして市民に告知するべきでしょう。

○別紙5「施策の展開体系図」では推進すべき主な取り組みに下線がありますが、ここでは具体的な内容の発信が重要と考えます。

・100年先の森林づくりは林務課の森づくり委員会で提示されているものを指していると思いますが、これは林野庁の示す資料そのままであり高山らしさが加味されて然るべきと思います。

・白山ユネスコエコパーク構想の推進では、目玉となる施策が必要と考えますが飛騨森林管理署が尾上郷に付けた林道の終点から登山道のある尾根筋までの800mに登山道を開設するのもひとつの具体策と思います。

・木質バイオマス利用の促進も、ウッドペレットやウッドチップだけに限らず堆肥化やバイオークスなど多様化することで用途の拡大や利用の促進が図れるものと思います。

・水素エネルギーの活用は将来的には検討されるべきでしょうが、まだ手をつけるべきではないと考えます。現在、水素ガスは工業的には炭化水素ガス分解法で作られていますが、同時に重量で水素ガスの22倍という大量の二酸化炭

素を発生しています。(以上、大森委員の意見)

事務局としては、計画の本文の作成にあたり参考にさせていただきたいと思っております。

(会長) 今のお話については我々には全部はわからないので、事務局で検討していただく、ということにしてください。

7ページの③生物多様性の保全、2) 里地里山利用の推進の中で荒廃農地のことが出てきます。これは新たに作ったということによろしいですか。

(山本) 第三次計画を平成27年に策定した時には「遊休農地」という名前だったのですが、今は「遊休」という言葉を使わないということで「荒廃農地」へ変わりました。

(会長) 名前がかわったということですね。

(山本) はい。名前が変わっただけで、対策は引き続き進めてまいります。

(蒲池委員) 今回、この環境基本計画の見直しは、平成27年度に定められた施策に見直しがかかったものがある、ということだと思います。下線は推進していこうという取り組みだと思いますが、「新たにここが変わった」という点があれば教えてください。

(比良課長) 資料6-1「事業の概要」の一番上「森林の適正管理」の中の「市有林の維持管理の拡大」は、推進していく主な取り組みの「100年先の森林づくり」でも説明した考え方を取り入れて管理を拡大していくものです。同じく上から8番目の項目「エコツーリズム等の推進」の中の「ONSEN・ガストロノミーウォーキングの開催支援」については、これまで平湯で行っていますが、違う場所での開催を支援するという、また、同じく上から10番目の項目の「公園や緑地の整備」の中の、公園施設の拡充については新たに記載しています。

10ページ、資料6-4「事業の概要」の一番上「重要伝統的建造物群保存地区の選定」や上から10番目の項目「駅西地区まちづくりの推進」も今回加えた部分です。

こういったところが代表的なものになります。

(会長) 項目的には入っていますね。

(比良課長) これでおわりという部分は環境に関してはなかなかございません。

(会長) 項目にないものもありますね。

(山本) 現行の計画から削ったものはございません。

資料6-1から6-5の表の中ではすべてのものをピックアップしておりませんが、基本施策、主な取り組みは網羅しています。事業の概要についてはすべて掲載しているわけではございませんが、ここに載っていないものも削除することではなく、5年間の取り組みを整理する観点で資料を作成する中で載らなかったものもあるということです。

(会長) 7ページの②自然とふれあう空間の創出、3) 自然とふれあう機会の創出という項目の中には、エコツーリズムと親水事業だけしかのっていませんが、他に山の自然学校やグリーンツーリズムなどもあるかと思いますが、それはもう終わったということなのか、それは改正しないということになっているのかどのような意味なのですか。

(山本) それに関しましては、終わったということではなく継続するという意味です。山の自然学校につきましては同じく7ページ①の2)の「自然保護意識の高揚」で載せておりまして、重複する部分もあるためすべて載せていないということです。

(会長) 前のものがなくなったという意味ではない、ということで良いですね。

(山本) はい。

(都竹委員) 10ページ③住みよい都市基盤の整備の1)土地利用の適正化の中の「道路沿線の立木の倒木被害予防」について、これは岐阜県が主導で進められたライフライン保全事業を指しているということよろしいですか。

(山本) はい、その通りです。

(都竹委員) それでは、これは引き続きこの事業として実施されるということよろしいですか。

(山本さん) はい。

(河渡委員) 一つ確認をしたいところがございます。

8 ページ、地球環境の問題ですが、②「低炭素社会の形成」の中の「フロン等の温室効果ガスの削減」の部分になりますが、「フロン排出抑制法」が平成 27 年 4 月 1 日から法律が施行されました。例えば建物の解体の際に、その中に空調機がある場合、今までは建物と一緒に解体されフロンガスがそのまま大気へ流されていましたが、法が改正され、令和 2 年 4 月から機器廃棄の際の違反に対する罰則がかなり厳しくなりました。

みなさまもこの件は環境に大きく影響する、ということを知っておいていただきたいと思います。

もう一点ですが、今後、重要視しなければならない「気候危機」という新しく出た言葉です。京都市、東京都、横浜市は、日本の自治体の中でいち早く 2050 年二酸化炭素排出ゼロ目標を掲げました。また、「気候非常事態宣言」を打ち出し、緊急行動を呼びかける自治体も出てきております。その宣言の内容は、「気候危機が迫っていることを全力をあげて市民に知らせる」「2050 年までのなるべく早い時期までに温室効果ガス排出実質ゼロを達成することを目指とする」というようなもので、気候非常事態宣言を公表して、包括的な気候変動に対する緩和策をすすめていこうというものです。

これからも宣言を出す市町村が増えるのではと思っておりますが、その点に関して副市長はどのようにお考えですか。

(副市長) 気候非常事態宣言というものについて、まだ各地の状況を十分把握しておりませんので、調査していきたいと思っております。ただ、近年の水害やこの冬の暖冬による雪不足などにより、農作物や水不足など影響が大きくなっていくと思いますので、状況を把握して市としても適切な対応等を検討させていただきたいと思っております。

それから先ほど都竹委員からお話のありました倒木の処理については、県と中部電力さんと市も関わって、対策が必要な道路沿線について計画を立てて準備をすすめていきたいと思っております。

(河渡委員) ありがとうございます。

(小林委員) 「気候非常事態宣言」の話が出ましたが、ウインター産業の関係者の間でも昨今、白熱している話題となっていて、1 月現在で 7 地方自治体で出

されている状況です。直近では令和元年12月に白馬村と長野県においても宣言を出されたという状況です。宣言の主な理由としては、SDGs への貢献に向けた取り組みということで、ウインター産業の観点からがメインとなりますが、雪解け水による安定的な水の確保が問題となっていることから宣言に至っているというところでは。

また、こちらの地域はライチョウの生息地などそういった場所にも影響がでてくるということで我々も危機感を持っております。

(会長) 他にありますか。

(森島委員) 本日の議題の「環境基本計画」について、2点ほどお話しします。まず1点は、今回の見直しのポイントで出ている気候変動適応法の関係です。県の取り組みとしては、1月17日(金)に県と岐阜大学の間で「岐阜県気候変動適応センター設置に関する協定」を締結いたしました。この目的は、県と岐阜大学が共同で、県内における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析、提供や技術的助言を行うといったことです。これは気候変動適応法の第13条に基づいての設置で、開設は4月1日、場所は岐阜大学構内の予定です。高山市では、この環境基本計画の見直しにあたり気候変動適応について盛り込まれるということですが、県も令和2年度中には計画を作成する予定ということでございます。

2点目は、自然エネルギーに関することです。事業の概要の中に自家消費、発電事業に関する立地促進という項目が載せられています。それに関わる事業ということで最近よく見られるソーラーパネルについて、こちらは、開発にあたって木を切ったりすることは自然破壊という意見もございまして、ソーラーパネル自体も耐用年数を過ぎると廃棄物となります。廃棄物となった場合に、どのように処理するかということは、自治体でもよく考えられたら良いと思います。県内の自治体でも独自の条例を作るなどの取り組みが行われているところもあります。高山市でもご検討いただければと思います。

(会長) 今の意見については、県とよく連絡を取って検討されるようお願いいたします。

(副市長) 太陽光パネルの話ですが、市においては、高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例において開発基準を設けておりまして、その条例による開発指導指針の中に1000㎡を超えるもの、500㎡を超えるもの、500

m²以下という区分の中で適切な対応を求めています。

設置場所については適正なもの、抑制するもの、指導するものなど区域を分けたり、設置する場合の景観上の配慮、発電事業を終えて使わなくなった後の処理方法についても、法令に基づいて処分するなど、現時点で必要な手続きを遵守するような規定を設けたうえで、それらの許認可をしております。今後、またこういった動きが出てくるか分かりませんが、その時点その時点での、適正な対応について指導してまいります。

(森島委員) ありがとうございます。

また岐阜県内の事例の紹介や、何かお話があれば一緒に考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(蒲池委員) 別紙5、基本目標3、②の循環型社会の構築というところで下線部分「3Rのさらなる推進による廃棄物の削減」とありますが、国の第四次循環型社会形成推進基本計画の中で、リサイクルは一般的に広がっている施策ではあるんですけど、リサイクルにはかなりのエネルギーが必要で、環境負荷が大きくなるということで、国ではリデュース、リユースに重点を置いているということを参考にされると良いと思います。

(小林課長) ご指摘のとおり、3Rの促進については、エネルギー消費の少ない、環境に対する負荷の少ない、リデュース(廃棄物の発生抑制)、リユース(再使用)に、国の方でも力を入れるようにとされていますので、市の方でもできるだけリサイクルの前にリデュース、リユースを促して、焼却や埋立を減らしていけるような施策をすすめていきたいと思っています。

(会長) そのほかにご意見がないようですので、議事(2)第三次高山市環境基本計画についての議論は終了とします。

では次第6 その他について、ご意見なり提案がございましたら、発言をお願いします。

(会長) ごみ処理の問題はどうなっていますか。

(小林課長) ごみ処理基本計画は、今年見直しの年度を迎えております。環境基本計画と新ごみ焼却施設建設の件も大詰めを迎えておりますので、それが明確になり次第、ごみ処理処理計画も見直しをすすめていきたいと思っておりますし、新炉の計画も前に進めていきたいと思っております。

(副市長) このことについて、状況を部長から説明いたします。

(田中部長) 新ごみ焼却施設の建設が以前から課題になっておりまして、平成24年から議会や地元の方々と協議してまいりました。平成30年度から今年度にかけて、施設周辺の地域で環境や人体への影響を及ぼすような項目について、どのような数値がでているのか1年間かけて調査・確認してまいりました。その結果、現在の施設も新施設も、人体や環境に悪影響を及ぼすような数字はでてきておりません。

そのようなことを地元の方々に説明・報告をしながら、ご理解いただけるように努めてきているところです。

市としましては、現在の施設が老朽化してきていることもありまして早急に新施設建設の取り組みを進めていきたいと思っております。

今後の環境審議会では、新施設の計画などについても協議していきたいと考えておりますが、もうしばらくお時間をいただくことになるかと思っております。

(副市長) 付け加えさせていただきますと、「ごみを燃やす」という生活形態から「ごみを出さない」という生活形態へ変えていく必要があるのかなと思っております。そのためには、市民一人一人の自覚がないと、なかなかつながらないということがあります。例えば過去には生活学校などの女性を中心とした団体が積極的にそういった活動を広げていただいて、草の根的に取り組んでくださった時代もありました。ただ、今はそういったところから呼びかけをしても広がっていないという状況があります。

今後、こういった取り組みを進めるとこのような活動に反映されて良いのではないかと、というご提案やご意見があれば是非聞かせていただきたいと思いますと思っております。

基本的に人が減っているのもゴミも多少減りつつあるように思いますが、一方で空き家が解体されたりすると廃棄される布団などが増えてしまったり、近年プラスチックのゴミも増えておりますので、その対応に苦慮しているといった状況です。

そのような生活環境面での示唆もいただければありがたいと思っております。

(都竹委員) 中部電力(株)が、令和2年4月1日から法律的に分社化し、組織形態が変わることについてのお知らせ

(会長) 他に何かございませんか。

(小林委員) 施策についての具体的なお話ではないですが、今、我々の周りに起きている、また生活からちょっと離れた場所で起きている現状を、参考程度に話をさせていただきます。

例えば、本日話題に挙げりました気候非常事態宣言に関連するようなことなんですけれども、私は、20数年来、夏は乗鞍で過ごしておりますが、昨年、一昨年と、最高気温が20℃を超えるような夏が続いております。今まで、高山(帯)で標高2700mの畳平付近ですと、夏の最高気温は通常16℃前後だったんですけれども、一昨年については、20℃を超える日が2週間にもわたって続いたというような状況が起きております。

また、この冬については、高山市内でも全く雪が降らない、スキー場については雪が降らないどころか気温も下がらないために、人工降雪作業もできない、という状況が発生しております。これは産業としても非常に痛手でもありますし、先ほども少し触れましたが、雪解け水による安定した水の供給ということで、農業・発電事業等にも、非常に多大な影響が出てくるのが懸念される状況が発生しています。

また、先ほどの山の上の話に戻りますけれども、そういったことによって、植生ですとか動物の生息環境にも変化が見られてきておまして、今まで亜高山帯にしかいなかったような鳥ですとか、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマなどが、高山帯に普通にでてくる状況に近年はなってきています。

こういったことが及ぼす影響等を鑑みて、こういった基本計画の見直しの際に織り込む内容にして行かれるのが望ましいのかなというふうに考えております。

(会長) ほかに意見等がないようですので、本日の議事は終了とします。

(田中部長) 本日頂きましたご意見、また2月25日まで実施しています、市民のみなさんからのパブリックコメントでご意見を頂戴したのものについて、これらをまとめたうえで、次回の3月10日に予定している第2回の審議会の折には、素案として協議させていただきたいと考えております。